

(Ref S21)



(ChatGPT への質問)

添付の PDF ファイル ([こちら](#)) は英国在住の私が、日本に保有する三菱 UFJ 銀行の口座に関して、任意で英国の住所・外国納税者番号をその銀行に知らせて欲しいとの 2019 年 7 月に受け取った案内です。その案内には、私は既に銀行口座を保有しているので、本件への協力は任意であり、提出の有無による取引への影響は無いと記載されていますが、それはこの案内が発行されてから既に 6 年以上経過した今でもその様な情報の提供は任意で、情報提供に協力しなくとも取引上の影響は無いと認識して正しいでしょうか。

(ChatGPT からの回答)

ご質問の PDF を確認しました。内容を整理すると、当時の案内の意味と、現在も同じ扱いかどうかは少し分けて考える必要があります。

1. この書類が言っている内容 (2019 年時点)

PDF の 1 ページ目には、既に三菱 UFJ 銀行の口座を保有している顧客については外国納税者番号 (TIN) の提出への協力は任意、提出の有無によって銀行取引への影響はないと書かれています。又、2 ページ目の FAQ でも、提出しなくても銀行取引への影響はない、但し、金融機関は口座残高などを日本の税務当局へ報告する、その情報が租税条約等に基づき外国税務当局へ提供される可能性がある」と説明されています。

これは CRS (共通報告基準 / Common Reporting Standard) という国際的な税務情報交換制度に基づくものです。

2. 現在 (6 年以上後) も任意か?

法律の基本構造は 現在も同じです。つまり、CRS 制度自体は継続、既存口座の顧客について、銀行が情報提出をお願いするケースはあるが、必ずしも全員に強制ではないという枠組みは変わっていません。

3. 注意すべき点 (重要)

書類の記載は、この案内時点での銀行の扱いです。現在については次の可能性があります。

1) 銀行の内部ルールが変わる可能性

銀行は以下の理由で対応を変えることがあります。

- * マネロン対策 (AML)
- * CRS・FATCA 対応の強化
- * 非居住者口座の管理

その結果、追加確認を求める・書類提出を求めるケースは実務上あります。

2) 非居住者口座の扱い

日本の銀行では近年、海外居住者の口座維持を制限する場合や、国内連絡先の確認を求める場合があります。

4. 結論

この書類の内容だけを見る限り、当時の説明としては提出は任意、提出しなくても取引への影響なしという理解で正しいです。但し、現在も必ず影響がないと保証するものでは有りません。銀行の最新の運用ルール次第です。

実務的には次の状態なら問題になる可能性は低いと思われまます。

- * 銀行口座は普通に使えている
- * 銀行から追加書類要求が来ていない